

ミャンマーにおける少年司法制度 －沿革と現状－

三宅孝之・キンリン・岡崎真由子

はじめに

- 1 少年司法制度の背景
 - (1) 国家組織／司法制度
 - (2) 少年司法の歴史的概観
- 2 少年司法の現在
 - (1) 現行1993年少年法の成立
 - (2) 少年非行
 - (3) ミャンマー少年法
 - (4) 少年非行の原因
 - (5) 少年事件の裁判
 - (6) 少年関係裁判所の組織編制の現在
 - (7) 刑罰および司法からの分岐
 - (8) 上訴（上訴審）
- 3 少年裁判所の組織編制と現状
 - (1) 少年裁判所の管轄
 - (2) 少年裁判官の任命および研修
 - (3) 少年事件の審理
 - (4) 少年裁判所における処分
- 4 非行少年の施設内処遇
 - (1) 特別少年施設における少年：触法少年の釈放と再統合（社会復帰）
 - (2) 刑事施設内処遇

おわりに

(補) 日本の少年法適用年齢引き下げの議論の状況

はじめに

今日、子ども（児童）の成長発達権を保障していくことは、国際準則にまでなっている1959年「国連児童の権利宣言」、そして1989年の「子どもの権利条約」によって承認されてきている。その間に、少年司法分野に限定されては、1985年国連総会での少年司法運営に関する最低基準規則（北京ルールズ）」が、同分野での成長発達権を検討するうえで指針となるものとなっている。個別国家における少年司法は、今や国際準則の批准（承認）の場合に、その具体化をどのように国内的に図っていくかが課題として課せられており、また国内における少年司法の状況、実態等が国際機関で報告、検証される事態も生じるということである⁽¹⁾。

ところで、子どもの権利条約は1989年11月20日に、国連の第44回総会で採択され、批准した国においては、この条約に盛り込まれた子どもの人格の完全な、かつ調和のとれた発達のために、子どもの最善の利益が考慮されるように立法を含め諸措置がとられることになった。条約に実効性をもたせるために、条約の国内的効力が生じた時点から、各批准国は最初は2年以内に、そしてその後は5年ごとに、条約上の子どもの権利に関して執られた事項に関して報告書を、国連子どもの権利委員会（C R C）に提出することが義務付けられている。

ミャンマー（ビルマ）は⁽²⁾、日本と同じくアジアに位置し、国連子どもの権利条約（1989年発効、ミャンマーは1991年7月16日批准）の構想に沿って、少年司法の立法である1993年少年法（Child Law）を制定してきた。

本稿は、この1993年少年法によって展開されている、ミャンマーの少年司法制度を概観し、若干の問題点を指摘しようとするものである。その際、日本における近時の少年法適用年齢問題にも、比較研究の意味で触れていこうとするものである。

その国の法制度を見ると、近代国家の成立から現在に至るまでに、どのような法継受が行われてきたかを見ておくことは、法体系を知るうえで重要である。

「現在の国民国家としてのビルマ（ミャンマー）の基盤が、その領域こそ王朝時代に由来するものの、国家のあり方や基本制度については、英領植民地の時代につくられた」⁽³⁾。

ミャンマーは、多民族、多言語、多宗教の国とされ、また多様な言語、宗教の国家であるが、法制度として、イギリスによる植民地時代の中で形成された法体系の下にあると言えよう⁽⁴⁾。

なお、本稿では、ミャンマー語の英文訳を基にしており、その際、邦訳は少年法（Child Law、Children Act）、少年裁判所（Juvenile Court 原則7歳～16歳未満の少年、例外16歳～18歳）、青年（16歳～18歳未満）だけを対象とする場合を青年裁判所（Youth Court）または青年司法裁判所（Juvenile Justice Court）と表記した。成人年齢は18歳である。

(1) 先行研究として、山口直也・少年司法と国際人権（成文堂、2013年）、第1章（7-132頁）。本稿は三宅（監訳著）、キンリン（Khin Linn）司法官、岡崎真由子弁護士の3人による共著である。補説は、岡崎の単独執筆である。キンリン司法官は、ミャンマー連邦共和国の首都ネピドー市所在の連邦最高裁判所事務総局の研修部局次席部局長である（Deputy director, Training Department, Office of the Supreme Court of the Union, Office Number 54, Nay Pyi Taw, Myanmar）。

(2) ミャンマーは、対外国名を「ミャンマー連邦」（共和国）というが、1989年6月、当時のビルマ政府は、対外呼称をUnion of Burma から Union of Myanmar に改称することを、正式発表した。正式国名はピータウンズ・ミャンマー・ナインガンドー（Pyidaungzu Myanma Nainggan-daw）である。ミャンマーは、同軍事政権下での（対外）国名変更であること、歴史的根拠とは異なるものでもあり、定着してきたビルマの国名使用も根強いが、本稿では国名につき現在の国連表記であり、かつ英語表記でもあるミャンマー連邦共和国（The Republic of the Union of Myanmar）の邦訳でもある略称として原則、ミャンマーという（1989年前は、「ビルマ」も使用）。根本敬・物語 ビルマの歴史（中央公論新社、2014年）5～9頁。奥平龍二・ビルマ法制史研究入門－伝統法の歴史的役割－（日本図書刊行会、2002年）10頁。人口は6262万人と日本の約半分であり、国土面積は67万8330km²で日本の1.8倍であり、宗教は仏教（89.4%）、キリスト教（4.9%）、イスラム教（3.9%）である。仏教は上座（部）仏教といわれ、憲法上「名誉ある宗教」とされている。民族は135民族あり、主

要なミャンマー（ビルマ）族7割、シャン族1割弱、カレン族7%で、多くは7「地域」(Region)に、少数民族は7「州」(State)に主に住む。根本、同書、21頁。工藤年博・図解ミャンマー早わかり（中経出版、2013年）170-171頁。The Judicial system in the Union of Myanmar, *Judicial Journal English Section*, 1998, at 21-35.

(3) 根本敬、同書、436頁。

(4) インドと同様に、ミャンマー（ビルマ）がイギリス（英国）の植民地化したのは、1825年、1852年および1885年の3次にわたるイギリスとの戦争による敗戦の結果である。1886年1月イギリスによる上部ミャンマーの支配、インドからの一時独立1937年、独立なき自治政府（1937年—1947年）の歴史を辿ってきた。Myanmar Embassy, Basic Facts About Myanmar, www.myanmar-embassy-tokyo.net/about.htm. accessed 2015/11/04; Michael W. Charney, *A History of Modern Burma* (Cambridge U P, 2009) pp.241, at 46.M ミャンマー（ビルマ）史を略述すると次の通り。

1044年（～1885年）王朝時代（パガン朝～ビルマ王国）

1824年3月5日 第1次イギリス＝ビルマ戦争勃発

1852年2月24日 第2次イギリス＝ビルマ戦争勃発

1885年11月14日 第3次イギリス＝ビルマ戦争勃発

11月25日 イギリス軍首都マンダレーを占領、テウイーポー王ボンベイへ流刑され、ビルマ王国滅亡。

1886年1月1日 上ビルマのビルマ王国を英（イギリス）領下ビルマに併合。

3月1日 ビルマ全土英領インドに編入され、インドの1州となる。

1897年4月 副知事をおく自治州に昇格、諮問機関として立法参事会設置。

1909年 立法参事会の機能を拡大するミント＝モーレー法施行。

1914年7月 第一次世界大戦勃発

1919年2月 自治拡大を認める改正インド統治法（両頭制）を施行、ビルマは除外。

1922年11月21日 両頭制施行のため第1回立法参事会選挙実施。

1923年1月2日 両頭制施行、ビルマは知事をおく自治州に昇格。

1925年11月 第2回立法参事会選挙実施

1928年11月 第3回立法参事会選挙実施

1932年1月19日 マクドナルド英首相、インドとビルマの分離を決意、是非を問う総選挙実施を指示。

11月 インドとビルマの分離の可否を問う総選挙実施、反分離派勝利

1935年5月30日 イギリス議会、改正ビルマ統治法可決、インド・ビルマ分離を決定

- 1937年4月1日 改正ビルマ統治法施行、インドから分離し、総督をおくイギリスの直轄領となる。バモー、初代首相に就任。
- 1939年2月 バモー内閣倒れ、ウーニブ、首相に就任（第2代）。
- 9月1日 第二次世界大戦勃発
- 1940年5月 ビルマ防衛法公布、自由ブロックを非合法化。
- 1942年6月 日本帝国軍、軍政布告。
- 1943年8月 日本帝国軍、ビルマに「独立」賦与（バオモ元首・首相）。日本による「高度な」植民地化。
- 1947年 英領ビルマ時代
- 1948年1月4日 英国から独立、ビルマ連邦（初代ウー・ヌ首相）誕生。
- 1962年3月2日 ビルマ国軍によるクーデター（ネイウイン大将・議長の革命評議会が全権掌握）。
- 1988年9月 軍政開始（ソオマウン大将・議長の国家法秩序回復評議会）
- 2011年3月（～現在） 軍事政権解散

このように一時期（1886年）、イギリスによるインド支配（英領インド帝国）の一部を構成していたことが分かる。ミャンマー（ビルマ）がインド統治同様の法制下に置かれていた（英・インド法制系）。萩原弘明「ビルマ」萩原弘明、和田久徳、生田滋・東南アジア現代史4（山川出版社 1983年）所収、1～171頁。年表12～13頁。根本、同書、関連年表、448～458頁。近代、英国（植民地インド）法導入以前のビルマ伝統法につき、奥平、前掲同書、注（2）。ミャンマーの独立国家への歩みにつき、アウンサンスーチー（マイケル・アリス編、柳沢由美子訳）自由 自ら綴った祖国愛の記録（角川文庫、2012年）68、109、110頁参照。1942年5月の日本軍によるビルマ制圧から今日に至る流れにつき、五十嵐誠・他、「南方からの視線 戦後70年 ①」朝日新聞、2015年8月4日。

1 少年司法制度の背景

（1）国家組織／司法制度

2008年「ミャンマー連邦共和国憲法」は、三権分立制を基本原則としつつも、国軍が国家の国民統治の指導的役割に参画することを基本原則として示していることから、大統領を国家元首とする共和制と、少数民族に限定的な自治を認める連邦制を基本とし、議会は民族代表院（上院、定数224人）および国民代表院（下院、440人）で構成される二院制（5年任期）をとるが、各院議席の25%は国軍指名の議員からなる軍人の指定席となってい

る（上院軍人議員56人、下院同110人）。憲法上、連邦を代表する大統領および副大統領を置いているが、連邦分裂、主権喪失の危険性のある非常事態においては、国軍最高司令官および国家法秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council）（今日の国家治安・開発評議会（State Peace and Development））が大統領を上回る権限を掌握することになる⁽⁵⁾。

連邦共和国の行政権は、国レベルの連邦、地方レベルの地域および州に配分されている（本稿、注2参照）。中央国家機構の連邦政府は大統領以下、副大統領、連邦（各）大臣、連邦検事総長で構成される。ただし、首都のネーピードーは連邦直轄の特別地域になっている⁽⁶⁾。

一方、地方自治ともいべき地方（全国）の地域（地方区域）には7地域政府が、また州には7州政府が設置され、各々首相、大臣、法務総監がその構成員である。各首相は、大統領の指名後に、各（地域、州）議会で承認を得た者であり、与党か軍人議員が大半である⁽⁷⁾。地方行政単位を見ておくと、司法制度も行政レベルに対応しているが、まず州・地域（State・Division）の下には、県（District）、郡（タウンシップ Township（中行政区））、町区・村落区（Ward・Village Tract）が段階的に組織編成される⁽⁸⁾。

司法制度は、行政組織の編制に対応しており、連邦最高裁判所を終審とし、高等裁判所が各州・地域に配置され（州高等裁判所、地域高等裁判所）、さらに下級裁判所が 県裁判所、郡裁判所として配置される三審制を採っている⁽⁹⁾。

国家法秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council）は、1988年9月26日に「司法制度法（Judiciary Law）」（No.2/88）を制定し、連邦最高裁判所の司法行政の原理（法律に基づく独立した司法運用等）、構成（長官1人、その他5名以内の裁判官）、裁判管轄、諸権限、下級審編制・人事権、下級審の裁判管轄につき明らかにしている⁽¹⁰⁾。

（5）根本、前掲書、注（2）、385頁。（一財）自治体国際化協会（シンガポー

ル事務所）・ミャンマーの地方行政、CRAIR REPORT、No.403（自治体国際化協会、2014年）、8頁。なお、ミャンマーの法制度につき、以下。www.unionsupremecourt.gov.mm.

(6) 自治体国際化協会、同書、7頁。

(7) 工藤、前掲書、注（2）、176頁

(8) 工藤、同頁。

(9) 自治体国際化協会、前掲書、注（5）、8頁。下級審に自己管理地域・区域裁判所も含まれる。その他に、連邦憲法裁判所が憲法規定の解釈、法規等の合憲性判断、各行政区域での憲法上の紛争解決等を事物管轄し、また軍法会議が国軍の軍人に対する裁判を管轄する。同頁。

(10) Judiciary Law, Chs.2-4, Judicial Journal English Section, 1998, at 32-35.

（2）少年司法の歴史的概観

＜少年司法の沿革＞ミャンマーの少年司法は、19世紀に入り、西洋（欧米）の法継受の中で変化を遂げてきている。この少年司法分野は、イギリス（大英帝国）の法制、そしてこれを承継した植民地インドの少年司法の影響を強く受けている。それまでは、少年犯罪者に対して年齢を考慮した特別な理解と好ましい処遇を考えることはなかった。むしろ、少年は自己の行為（非行）に対して道義的な責任を負うとされた。そこでは、少年犯罪である法違反行為は、生来的な邪悪さの徴表であり、処罰はそれに適合すべきであり、完全な報復であるべきとするものであった。

これを転換させたのが 19世紀に入ってアメリカ合衆国の非行少年への福祉的処遇の流れであり、これは、犯罪少年を対象として裁判する裁判所、すなわち少年裁判所の創設であり、少年を刑事手続から分離して拘禁し、尋問しようとする流れとなり、少年裁判所の創設に先立ってのプロベーション（保護観察）の試み、成人と分離した処遇が実践された。1899年のシカゴ少年裁判所、同年に少年労働の禁止のリーダーでもあったベン・リンジー（Benjamin Bar Lindsey）判事は、コロラド州デンバー（Denver）に少年裁判所を設置し、成人とは異なる少年の処遇を行ったことは、少年犯罪者処遇の先駆者とされ、同裁判所は世界的にも名声を博した。この中で、イン

グランドにおいて1908年の少年法（Children Act）によって、少年裁判所（Juvenile Court）が設置され、インドでは1927年に導入された。

こうした背景で、ミャンマーにおいて1930年の犯罪予防（若年犯罪者）法（Prevention of Crime（Young Offenders） Act）は、ミャンマーにおける少年犯罪者への人道的な処遇方法の導入することを現実化したものの、その他の国々と同様の少年裁判所の樹立のための規定はその法には全く存在しなかった。治安判事（Magistrates）および治安判事席（の他の者）が同法によって少年を人道的に扱う権限を与えられるのみであった。

ミャンマーにおける少年裁判所の創設は、イギリスからの独立（1948年）後に、時代遅れとされた1930年法に代えて、新しい1955年少年法（Children Act LX（60号））によって齎された。同法は、旧1930年法の幾つかの諸規定を残存してはいたが、法規中に新たに国際的基準に沿った規程を加えた。

＜少年裁判所＞連邦大統領令により、少年裁判所は、1958年3月1日にはミャンマーに、すなわち、ミャンマー特別市のヤンゴンおよびハンサワディ・インsein郡を所管するものとして、設置された。同少年裁判所は、未成年者が関与した全事案について警察またはその他の利害関係者によって、聴取または裁判のために直接送致を受ける独立裁判所として構成された。

死刑または拘禁刑20年を意味する無期拘禁刑（Transportation for life 刑法57条）で処罰可能な犯行が逮捕令状（発布）の事案として定期的に裁判された。これに対し、その他の全犯行は、控訴可能な召喚令状の事案として略式で裁判されえた。これらの上訴は、高等裁判所に付託係属となった。これら2つの慣習は、1962年から1988年の社会主義政府体制の期間中、少年司法（裁判）に適用された。

2 少年司法の現在

（1）現行1993年青少年法の成立

当時の国家法秩序回復評議会（今日の国家治安・開発評議会（State Peace and Development））は、第9号／93年法によって、1993年「少年法

（Child Law）」を施行してきた。

同法によって、1930年若年犯罪者法（Young Offender Act）および1955年少年法は廃止された。同1993年少年法は、少年の福祉目的を実効あらしめるものであり、政府は同法の目的の達成に向け全身全霊を捧げての協力体制を考えてきたとされる。現行法である1993年少年法は、国連子どもの権利条約（United Nation's Convention on the Rights of Child 1994）で構想された子どもの権利を具体化するために制定されたものでもある。同法は、①少年が法に掲げられた彼らの諸権利を十全に享受できるようにすること、②国家の財政資源に依拠した少年自らの利益のための諸措置を講じること、③若年者の犯行のみを審理するための別個の裁判所を確立することによって保護を要する少年の正当な監護およびケア（保護）を保障すること、さらには④犯行を行なった少年の性格矯正目的にしっかりと合致した処罰にすること、を目的とするものであった。政府は、今や青年が関わった刑事事件の排除を伴った少年の犯罪者（非行者）を扱う裁判所の設置という特別規定をもつに至ったのである。

この新法の規定によれば、裁判所は少年犯罪者が起訴のためにか、または審理のために逮捕（抑留）されている場合のみ少年と接触をもつことができることになった。先（前者）の法の下での同裁判所の幾つかの義務と権限は社会福祉省（Social Welfare Department）との協議を含むものであった。

（2）少年非行

「少年は少年であり続け」るものとする」は、法規則違反の若者の扱いにつき言及した古語（流儀）であった。今日ではこの傾向は公式にも確認され、同人の行為は少年非行と呼称され扱われている。

典型的には、少年非行は、行為が発生した地域の権限を有する政府の刑法に違反する年少者（少年）によって行なわれた行為として定義される。

刑法上の鍵となる年齢は7歳、12歳、16歳、18歳である。18歳以上の者は、地域の商店での万引きで判決を受けたとき、刑法の完全な峻厳さに曝さ

れる。7歳まで子どもはどのような犯罪をしようとも、犯罪を犯す能力はないとする。刑法典82条⁽¹¹⁾および少年法28条a項でいう「7歳未満の少年はいかなる犯行でも有罪ではありえない」と決定的に仮定される。

7歳以上12歳未満の少年も犯罪をなす能力がないと仮定されているが、この仮定はその犯行機会に自己の行為（conduct）の性質および諸結果につき理解する十分な成熟度に到達していることが証拠によって証明されうるならば争うことができる。

少年（Juvenile）の語は、少年法2条b項で16歳未満として定義されている。それゆえ、実務では少年非行者は、完全に7歳年齢に達するか、または7歳以上12歳未満か、犯行実行時自己の行為の性質および諸結果を認識する十分な理解能力（成熟度）に達しているが、16歳の年齢に達していない者である。

（3）ミャンマー少年法

ミャンマー少年法（1993年）によって、少年（child）は16歳未満の者を意味する。青年（youth）は、16歳以上、18歳未満の年齢の者を意味する。

（少年）法46条では、少年は通常拘禁刑を言い渡されてはならないと公表されてきた。少年（青少年Juvenile）裁判所は少年がいかなる現行法であれ死刑または終身拘禁刑で処罰できる犯行を行なったこと、かつ少年が非常に手に負えずまたは悪化した（墮落した）性格であるか、絶対的に抑制できない性格であること、の心証を得る（納得する）場合にのみ、少年は拘禁刑を言い渡されることになる。このような拘禁刑は7年の期間を超えてはならない。

少年法47条（D）項によれば、少年裁判所は、「犯行が重大か否かいずれにせよ、少年が歪んだ（変態の・異常な）性格である場合、または少年がまだ歪んではいないが両親あるいは保護者がいないとかである場合、または少年が両親あるいは保護者はいるものの監護と保護（Custody and care）の環境下でない場合、かかる少年は最短期間2年（間）または最長期間18歳に

達するまでの期間、何らかの訓練学校での身柄拘束に付しうる」との命令を下すことができる。

（４）少年非行の原因

つぎの自然な疑問、すなわち何が少年非行原因かがおそらくあろう。答えは決して唯一原因ではないということである。非行者は、自己の全背景、自己の生物学的遺産、自己の社会史、その者が犯行実行時生活していた直近の周囲環境との関係の中で学ばされたに違いない。

しかしながら、少年非行を生み出す、いくつかの非行寄与原因は、つぎの通り。

- （１）両親によるネグレクト（虐待）
- （２）悪い住宅条件
- （３）悪い仲間
- （４）合理性のある娯楽の欠乏
- （５）不完全な教育
- （６）正当な雇用のないこと
- （７）特別な誘惑
- （８）貧困

人々は、少年犯罪者は墮落した者か、もしくは悪意のある異常な創造物であるか、または犯罪へと強いられた無辜の子であるといった印象を受ける。このようなケースは存在はするが、それらは非常に少数を形成する。精神的に欠陥のある少年は犯罪をなしたりするが、少年裁判所に出廷する最大多数の少年は平均的な知能をもっているとされる。

少年犯罪者の大半は、これらの少年が生来的に大いに非行的であったからではなく、貧困な階級の出身なのである。我々の都市には貧しい者の方が富める者より多い。貧困な少年の悪行である犯罪は、すなわち路上で行われ警察の監視の目で捕えられる。これに対し、良家の出身の少年はリクレーショ

ンや娯楽につき良き環境（アメニティ）を有するので、それゆえに少年の犯行は容易に当局の察知するところにはならない。

彼らが犯した犯行のせいで送致される少年犯罪者は別として、国家が特別な関心を持つもう一つの少年階層が存在する。彼らは、非行者ではなく、様々な理由で世間に追い出された、片親もしくは両親または保護者を失っているため、監護および保護を必要とする子どもなのである。彼らは希望を失っており、間違いなく潜在的な非行者なのである。それゆえに、彼らが犯罪者の列に加わらないようにするために補導委託（ガーディアンシップ）を提供することに踏み出すのである。国家はそのような少年を有用な市民として成長を遂げるように援助するのである。

（5）少年事件の裁判

少年犯罪者は、犯行が行われた地方区域を所管する少年裁判所に送致されなければならない。現行の1993年少年法（Child Law）の公布前には、少年が成人と共に（共犯で）訴追される場合には、審理は成人裁判所で開廷された。今日では同1993年少年法の38条b項に従って、少年と成人による共犯の場合、分離裁判となる。すなわち、検察官は、成人は相当する成人裁判所に送致する一方で、少年は訴追のため少年裁判所に送致する。

少年を訴追し送致するにあたり、少年の年齢に関する裏付証拠が付され送致されることになる。少年事件を受理すると同時に、真っ先に少年裁判所は、同事件を精査することになり、最初に少年の年齢を裏付ける、手続に含まれている証拠を精査せねばならない。同少年裁判所は、犯罪者が出生証明書、市民権精査票、外国人登録証、入学登録抄の真正謄本、医師の医学証明書か手続上含まれているその他の裏付け証拠から、少年であるか否かを判断するものとする。

少年裁判所は、犯行時16歳未満の少年に関してのみ管轄権を有する。このため、裁判所は、むろん前述の通り精査後に犯人が16歳未満ではないと判断した場合、同裁判所は事件を管轄することができず、被疑者を検察官に逆送

し訴追する手続を執り、また検察官に本来の成人裁判所に事件を訴追するよう通告しなければならない。被疑者が犯行時16歳に達していないことが証明されれば、裁判所は被疑者が少年であることの決定を記録にとり、少年事件としての審判手続きを追行するものとする。

少年法37条によれば、非行少年は、逮捕されて、可及的速やかに青少年裁判所に移送され得ない場合、同人は一時保護所または育児ホームとか訓練学校といった別の適切な場所へ送致されることになる。

裁判中、裁判所は拘束中の被疑者を釈放し、両親または保護者（ガーディアン）の保護（ケア）下に付託し、条件を付して一時保護者または訓練学校での拘束下に置かれなければならない。裁判所は何らかの環境下での身柄拘束命令を課すことはできない。少年が裁判時16歳に達したにも拘わらず、裁判所は被疑者（被告人）が少年であり、少年法に沿って刑を言い渡すかのように事件を審理しなければならない。少年司法の便宜上、全国の地域管轄毎に十分な少年観護施設を設置することが必要である。保護観察官は、少年事件を審理する各法廷に出廷するように任命配置されている検察官のように、少年の利益および権利を守るために配置されるべきである。

少年の犯行が、死刑、終身拘禁または3年以上の拘禁刑で処罰できるものである場合、事件を扱う（処理する）裁判所は刑事訴訟法に規定されたように身柄拘束事件での審理方式で事件を審理することになる。同犯行が3年未満の期間の拘禁刑で処罰できる場合には、裁判所は召喚事件（身柄不拘束）で審理される方式で事件を審理しなければならないことになる。

青少年裁判所は、（成人裁判所とは）別個の（室・審判廷）、または別建物のいずれかに置かれなければならない。別個の審判廷または別建物が利用できない場合、少年裁判所は裁判所の通常座席配置が設けられているものとは異なる建物または室において、事件を審理しなければならない。尋問（聴聞・審理）は事実上私的に、すなわち、両親、保護者、裁判所職員、法律家、職務により人民警察隊員がいるが、イン・カメラ（裁判官室）で、しかし事件の直接関係者は認められるが裁判官は出廷すべき、その他の人を許

可し得るように、画一的方法ではなく行なわれることになる。

刑事裁判の諸原則は、法廷は事件の事実が証明されることを除いて、少年裁判所の全手続に対しては、ごくわずかばかりしか修正適用されない。犯行のせいで裁判官の前で、「若年者」(Youngster)を引致する責任を負う者が誰であれ、その者の申立てが真実であることを、全ての裁判所を拘束する証拠法則に従って証明しなければならない。

少年裁判所は、制定法上の義務をもっており、当該少年に対して明確な手続を履践することの最善を尽くすべきものであるけれども、通常の知性をもった成人にとってさえ理解不能な法律上の専門事項の難問題は、その者が訓練を積んだ法律家でない限り、しばしば生じてくる。証拠上の何らかの瑕疵または欠落があるがゆえに、あるいは行儀の悪い行動が制定法上の犯行とするのに必要とされる特定の構成要素を欠いているがゆえに、頻繁にはなくはないにしても、事件の正当性がないとして却下される。

例えば、少年裁判所に引致された少年が、同人の年齢が7歳未満であることが証明されるか、または判断された場合には、少年裁判所は7歳未満の少年はいかなる刑事犯罪に対しても責任を負わないがゆえに、事件の諸メリットがあるにもかかわらず、同人を放免しなければならない。少年が12歳未満であることが判明した場合、また少年が犯行時、事件を行なったことの諸結果につき全く理解することができていないことを立証することができれば、同少年は刑法83条および少年法28条b項に基づき、無罪放免されことになる。少年裁判手続に付託後のそれらの諸状況とは別に、少年が無罪であると判明した場合には、少年は無罪放免される。現行法の状態では、あらゆる、このような諸点は少年審判所が、その職務でもあるが、取り扱わねばならない。

少年裁判官は、被訴追の少年が審判廷に出廷することが必ずしも必要ではないと思料する場合には、事件に関する質問または審判の段階にもかかわらず、同裁判官は少年の欠席のなかで事件の審理を続行しうる。

通常、少年審判に関する新聞報道は、被告人であれ証人としてであれ、氏

名、住所、学校名を公表してはならないし、いかなる手続に関与した、いかなる少年の身元確認に繋がると予測される、いかなる特定事項も記載してはならない。

しかし、少年の利益になると思料される場合、いかなる事件にあっても証人として協力した少年について、裁判所は犯行がなされたことをラジオ、テレビ、新聞、雑誌、ジャーナルおよび出版物において、掲載しし報道することを認めうる。少年の写真の展示、活用を認めうる。上で言及した諸行為を行ったものは誰でも、当該少年審判所の予めの同意がなくても、有罪により2年までの期間の拘禁刑か、罰金刑を付加して処罰される。

（6）少年関係裁判所の組織編制の現在

青年犯罪者の裁判所は、青年犯罪（非行）者を扱うために特別に設置されている。すなわち、現在、最高裁判所は20行政区を含んだヤンゴン市大都市区域、および5行政区を含むマンダレー市大都市区域の2か所に特別少年裁判所を設置した。最高裁判所は女性裁判官の任命もした。同裁判官は、少年を扱う適性および青年犯罪者問題についての彼女らの関心を確認するために特別に選抜される者である。また、最高裁判所は国の他の地域の行政区裁判所を主宰している行政区裁判官に権限を付与してきた。それで、どの行政区にも少年裁判所が存在しているといいうる。証拠法則は全ての刑事事件および概して1993年少年法に基づきなされる手続法において行われた修正手続面にあっても適用がある。

少年裁判所は犯行時16歳に達していない少年に関してのみ裁判権がある（原則）。同裁判所は少年事件の裁判手続にあつて犯罪者が少年であることの決定を記録しておくものとする。青少年裁判所は、例外的に裁判時に少年が16歳に達している場合であっても、裁判所は事件をあたかも被告人があたかも16歳未満の少年であるかのように審理し、かつ少年法に沿って判決を言い渡すことができる。

裁判中、出廷できる唯一の人達は同裁判所職員、事件に関与する裁判

所付検察官 (Court Prosecutors) および法律家である法務事務官 (Law Officers)、事件担当の保護観察官、少年および両親か保護者 (ガーディアン) である。青少年裁判所は、一段高い席 (判事席 Bench)、証人席 (box)、被拘禁者 (未決者) 席 (dock) を設けない。諸手続きは完全に堅ぐるしさ (形式性) をなくして行われるが、全ての法的条件は厳格に順守される。少年は手錠を付すことは認められないし、平服の警察官によって護送される。

刑事施設護送車 (バン) は少年の移送用に使用されない。新聞は若年少年裁判所の進行状況 (成行き) を報道することは認められないし、有罪 (conviction) および刑罰 (判決 sentence) といった表現は少年に関して使用されない。少年が特別な治療 (処遇) を要する不安定な (病気 ailment) 状態に陥っていると判明した場合には、同裁判所は少年が健康が回復したと断言されるまで少年の治療のために必要な措置を執る権限をもっている。それゆえ、我々は、青少年裁判所が、その目的が少年を援助し、将来的な犯罪から救うことにあることから、通常の刑事裁判所と全く類似性をもたないものであることを銘記すべきである。

青少年裁判所は、1993年少年法下での犯行の一部を実行した共犯成人に対する裁定権限をもたない。かくして、同成人は同犯行の起訴のため正式の成人裁判所に送致されることになる。

(7) 刑罰および司法からの分岐 (deviation 分離 デヴィエーション)

成人裁判所は依然として相当程度、刑罰に依拠し犯罪 (非行) 者の再犯を抑止しようとする。これに対し、青年裁判所の16~17歳の青年犯罪者を処罰する権限は非常に制限されている。青少年裁判所には若年犯罪者の改善および社会復帰を齎すこと、それによって期待される種々の方策が与えられている。青少年を扱う各裁判所は少年または青年の福祉に関して考慮をしなければならぬし、また適切な事例にあつては同人を好ましくない環境から引き離すために、また適切な設備、同人の教育および訓練に向けた措置がとられることを確実にするための処置をとらなければならない。

有罪と認定された少年に命令を発するにあたって、少年の年齢および性格、すなわち子どもの成育環境、犯行に至った原因を考慮に入れるものとする。それで、青少年裁判所において事件が証明されてのち、裁判官は保護観察官から、少年の個人履歴、性格、行為、行動、少年の両親か保護者およびその他のそれら事実に関する考慮事項についての書面報告書（調査レポート）を受領することが法律上認められている。裁判所は少年にとって、改善的であつ有益でありそうな命令を発するものとする。これらのレポートは、にもかかわらず、大半の事案において裁判官（bench）の決定に多大な影響を及ぼす。

死刑または終身拘禁刑で処罰できる犯行を除く刑事犯罪で有罪と認定された全ての者は、プロベーション（保護観察）、または条件付きか無条件での釈放に置かれうる。裁判所は、通常、少年に拘禁刑を言い渡さない。

立法47条は少年裁判所が拘禁刑を少年に科すべきでない少年に関して、以下の何らかの諸命令を発令することによって手続からの分離方式を行なうことを認めている。

(a) 実行犯罪が深刻なものではなく、かつ少年の性格がまだ悪化しておらず

i) 適切な譴責（アドモニション）の後に少年を釈放し得る

ii) 少年が14歳に達しており、かつ収入がある場合には、罰金刑を科し得る。

もしも少年に全くの収入がない者であれば、罰金刑は両親または保護者に科しうる。

(b) 犯行が深刻であるか否かにかかわらず、少年の性格がまだ悪化しておらず、かつ再犯行為を抑止する目的で、かかる少年は3年を超えない、以下の執行条件下で、両親または保護者の拘束（監護）委託下に置かれるものとする。

(c) 少年を3年以下の期間、保護観察官の監督（スーパービジョン）と管理（マネージメント）のもとに付させうる。

(d) 犯行が深刻であるか否かにのいずれにせよ、少年が悪化した性格である場合か、または少年がまだ悪化していないが両親か保護者が全くいないとか、子どもに両親か保護者がいないが警告を発しえないで監護下や保護の環境下でない場合には、かかる少年を、最長2年間または最長期間として18歳に達するまでのいずれかの期間何らかの訓練学校での拘束下におきうる。

これらは少年裁判所に委ねられた裁量権限であり、上で述べた諸命令の一つは主席裁判官の選択事項である少年犯罪者に科されるべきものである。少年裁判所は国家法に基づき運用されねばならないので、裁判所の感覚権手続機能、所管事件の類型事件の措置を特定するものである。少年審判は明らかに、裁判所によって司られる司法手続きなのであるから、2000年司法法(Judiciary Law) 2条に基づき独立して行使されねばならないし、また何人も裁判官がすべき事項について言及して妨害することはできない。裁判所の判決や命令に納得がいけない何人であれ、上級裁判所に変更を求めて上訴をしよう。法律によって与えられた、その他の救済がある場合には、人は上級裁判所に変更を求めて上訴できないが、同人は法律で言及された方法を選択できる。

前述の所見から、出廷する少年の更生面において社会福祉が大変に重要な役割を果たすので、少年裁判所は社会的・法的(socio-legal)施設・制度であることは明らかであるべきなのである。裁判所は、各少年は成長する時、有益な市民として少年が再定住するためのガイダンスが必要であることを認めねばならない。正しい命令を言い渡すためには、裁判所は法廷で保護観察官から少年の完全な背景履歴(環境履歴)をもたねばならない。裁判所は、裁判所が下す各命令(決定)が少年の最善の利益となるものであることが分かっているなければならない。言い換えれば、どの少年も少年裁判所から成長する際に同人を立ち直らせる個別的正義を期待すべきである。

裁判所が如上の一連の手續から分離する唯一の例外は、少年犯罪者が死刑

または終身拘禁刑で処罰できる極度に重大な犯罪を熟慮して犯したこと、および少年が大変に手に負えないか悪化した性格か絶対的に抑制できない結果、2000年少年法の有効な（有益な）規定のいずれも少年に何ら利益を積極的にもたらさないことの双方が判断される場合である。そうであったとしても、拘禁刑という、このような判決は7年の期間を超えてはならない。「現行法に含まれているいかなるものがあったとしても、死刑、終身拘禁刑あるいは鞭打ち刑はいかなる少年にも科してはならない」と1993年少年法の46条に謳っている。少年法46条の原規定において用いられた、同用語法はあまりにも混乱を与えていた結果、近年青少年裁判所はこの規定を誤解し、少年が主刑（capital punishment 死刑）で処罰できる重大犯罪を犯した場合、または少年が手に負えないか悪化した性格か絶対的に抑制できないものを持っているかのいずれかであるならば、少年は拘禁刑を言い渡されるものとするとの誤解をしている。

（8）上訴（上訴審）

少年法による少年事件管轄権を行使し郡（タウンシップ）裁判所の下した命令または決定は刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）の規定に沿って当該の県裁判所（District Court）に上訴することになる。しかし、ヤンゴン市（downtown）に設置された「少年裁判所」は、県裁判所判事補（Assistant District Judge）が統括する審級（ランク）なのであるが、少年事件を処理する特別の管轄権のみを賦与された特別少年裁判所であることから上訴審管轄権を付与されていない。少年裁判所の中間的命令（interim order）に不服がある場合、少年は県裁判所に、その後は高裁支部（Divisional Court）での復審の申立ができる。少年裁判所、上訴裁判所、高裁覆審裁判所のいずれかにより少年に拘禁刑判決が言い渡されると、判決文の謄本が社会福祉・救助・再定住省に送付される。いかなる時点でも、少年法によって、訓練学校（training school）または保護委託下での身柄拘束に付されている少年を釈放することは、同省大臣の権限である。

(11) ミャンマー刑法典（1861年5月1日施行）は、1948年年ビルマ連邦（法適用）命令によって置換された。

第82条 7歳未満の少年（child）によりなされたことは、何ら犯行とならない。

第83条 その機会に（犯行時）、自己の所為の性質および諸結果につき判断理解するに足る十分な成熟度に到達していない7歳以上12歳未満の少年によりなされたことは何ら犯罪（犯行）ではない。

第84条 行為の時、精神（マインド）異常によって、行為の性質を認識できず、または悪いこと若しくは法に違反していることを認識できずに、行った犯行は犯罪とならない。

Penal Code, Ch.IV, General Exception, ss.82-84.The Myanmar Code, Vol.VIII.

3 少年裁判所の編制と現状

1993年少年法（Child Law）は、国連子どもの権利条約で構想された子どもの権利を実施するために公布されたものである。少年法に沿って、最高裁判所は、2つの特別な少年裁判所を、すなわち、ヤンゴン市開発地域（Yangon City Development Area）の20行政区に発生する少年事件を裁判するために、ヤンゴンに一カ所、もう一カ所は、マンダレー市開発地域（Mandalay CDA）の5行政区に発生する青少年事件を裁判するためにマンダレーに設置した。

国内の他地域においては、少年裁判所は各行政区に別個に設置されており、少年法は行政区裁判所を主宰する区裁判官に若年裁判所裁判官の権限を賦与している。最高裁判所は、少年に親切な裁判所を設け、統計上の資料を個別に提供するために、2004年、以下の措置を含んだ指令を発令した。すなわち、

- ①独立した裁判所または独立した建物がない場合、区裁判所は裁判所の通常の開廷される以外の建物または室において少年事案を裁判するものとする。
- ②少年事案が裁判される室には「少年裁判所」の額縁（看板）を掲示する

こと。

- ③少年法42条b項～e項は少年事案が裁判される場合、順守されるものとする。
- ④少年裁判所は若年者事案の裁判にあたり、少年法43～49条に基づき置かれた諸規程を順守するものとする。
- ⑤上級裁判所に提出するために、少年事案に関する独立した記録簿を配備し、資料を収集し、また独立した報告書を整備すること。

（1）少年裁判所の管轄

少年裁判所は、犯行時16歳未満の少年に関してのみ裁判権をもつ。少年事案の裁判を進行するにあたり、最初に裁判官は犯罪者が少年であることを確認し、かつ記録にするものとする。当人が裁判時16歳に達したときには、同裁判所は少年法に則ってあたかも当人が少年であり、決定を行うように、同事案の裁判（審判）を継続するものとする。

（2）少年裁判官の任命および研修

最高裁判所は少年問題にとりわけ造詣の深い女性少年裁判官を、ヤンゴンおよびマンダレー少年裁判所に任命する。訓練（研修）に関して、最高裁は裁判官の異なるレベルの上級訓練コースを定期的開催し、ワークショップ、シンポジウム、コロキウムに頻繁に参加者を送る。結果的に、市裁判官（タウンシップ ジャッジ）は少年司法制度および少年の権利の自覚の点において良く訓練されている。加えて、裁判官は、裁判官教育規範に関して追加研修に継続的に参加している。

現在、最高裁判所はヤンゴンおよびマンダレーにそれぞれあるユニセフと合同で、裁判官に青少年司法・少年保護についての技術的訓練ワークショップを1か所組織した。この訓練における諸コースは、少年司法制度および子どもの権利条約、北京ルール、リヤド・ガイドライン、自由を奪われた青年の保護のための国連規則（JDL）を網羅している。

(3) 少年事件の審理

- ①少年事件に関する法律、規則、手続　少年裁判所は少年法、少年法関係諸規則、刑事手続・証拠法典に基づく諸規定を遵守することが求められる。
- ②少年裁判所の設置　少年事件は完全に独立した法廷で審理される。形式性および手続的な硬さを減じるため、裁判官は少年と同じ高さの位置に着席する。裁判所は高さのある椅子（ベンチ）とか証言台とか被拘禁者の区画（ドック）には配置しない。少年裁判所に出廷（アクセス）できるのは、両親、裁判所職員、法務事務官、事件に直接関係者および裁判所によって許可されていた者である。少年は制服警察官によって護送されることはない。報道（メディア）は、少年の利益となることを除き、触法少年または少年証人についての公表情報につき掲載および放送することを認められていない。必要な場合、少年裁判所は通訳人を配置するものとし、また少年は少年の理解する言語で告知される。
- ③裁判前手続　逮捕された少年が裁判所の室にはじめて接触するのは、警察官により同少年を裁判所に送致するときに始まる。少年が逮捕され、また取調べが24時間内に完了できないとか、または告訴の罪に十分に根拠があると信じるに足る事由がある場合には常に、警察署の（所属の）異なる警察官または取調べを行なう警察官は、（取調べ内容記載の）日誌の記載事項の謄本1通を最直近の少年（裁判所）裁判官（以下、少年裁判官）に直ちに送達するものとする。
- 同時に、少年裁判官は、拘束中の少年を釈放し、諸条件（遵守事項）を付して、両親または保護者の観護に委ねるか、または同少年を一時保護所（施設）もしくは別の適切な場所に送致することになる。いかなる拘束命令も、どんな条件下にあっても発令されてはならない。
- ④少年事件の裁定　少年裁判所は、裁判管轄の区域（の限界）内で発生し犯罪（行為）者が犯行時16歳に達していない少年事件のみを審判する

権限を有する。真っ先に、少年裁判官は犯罪者が少年であるか否かを、以下の優先順位によって、集録（手続）中に含まれている補強証拠から、判断しなければならない。

- イ 出生証明書
- ロ 入学登録からの抜粋の謄本
市民確認証または外国人登録証
- ハ 医師の医学的証明書
- ニ 家族登録リストの抄本
- ホ その他妥当性のある補強証拠

同裁判所は、審判を進行するに先立ち、犯罪者が少年であることの判断を記録するものとする。

裁判中、少年裁判官は拘束中の少年を釈放し、両親または保護者の観護に委ねるか、または同少年を一時観護所（施設）もしくは別の適切な場所に送致することになる。いかなる拘束命令も、どんな条件下にあっても発令されてはならない。

それほど形式および専門的性質にこだわることをしないで、手続を進めるために、死刑、終身拘禁刑、3年を超える期間の拘禁刑で処罰できる犯行は要正式逮捕令状事件が裁判される方法で審理され、またその他の犯行は召喚状事件が裁判される方法で裁判される。審理手続きは少年および両親が容易に理解できるようにするために口頭での説明によって行われるものとなる。法に違反したかどで訴追されている少年は、審理に加わることができる。裁判所は同少年に自由に自己表現することを許可する。両親もしくは保護者またはその他の法的援助者も手続過程で意見表明することができる。

しかしながら、少年裁判所は、同裁判所が少年の利益上必要と思料すれば、審理中のいかなる時でも法廷から何人も退出を命じる権限を有する。少年裁判所は少年の不在中にも裁判を進めることができる。

裁判所は、関係する保護観察官に対し、質問を行い、少年または両親・保

護者に関する個人経歴、性格、行動、素行、周囲環境の報告書の提出を命じることができる。本報告書の概要は少年または両親もしくは保護者に通知できるし、また反対に彼らが提出することを許可する。

(4) 少年裁判所における処分

① 処分前の考慮事情

少年法の目的の一つが少年犯罪者の性格を矯正（改善）する目的をもって処分をやり遂げることにあるので、少年裁判官は以下の諸処分を考慮に入れ、かつ矯正的で（現に）あり、かつ少年にとって（将来的に）効果的でありうる命令を下すものとする。

- イ 少年の年齢および性格
- ロ 少年の環境的事情
- ハ 犯行の実行原因
- ニ 保護観察官により提出の報告書（レポート）
- ホ 少年の利益からみて考慮されること要するその他の事情

② 施設収容の代替

通常、少年は拘禁刑を言い渡されない。年齢、性格および環境的事情につき考慮することによって、少年裁判所は拘禁刑を言い渡されてはならない少年に関して以下の諸命令を下す。

- イ 譴責（アドモニション）後の釈放（重大犯罪でなく、邪道に走ってはいない性格の場合）
- ロ 14歳を超える少年への、または少年に収入がないとき両親もしくは保護者に対する罰金刑の賦科
- ハ 良好な行動の保証実行付きでの両親または保護者の監護委託（犯行が重大か否かにせよ、性格がまだ邪悪な道に入り込んでいる状態にはない場合）
- ニ 3年を超えない期間、少年を保護観察官の観察および管理の下に付託

ホ 最低2年間 または18歳に達するまで少年を社会福祉省により設置された（所管の）何らかの訓練学校に、最低2年間 または18歳に達するまでの拘束送致（犯行が重大か否かのいずれにせよ、性格が邪悪な道に入り込んでいる状態にはないものの、両親または保護者が少年を譴責することが何らできない場合）

③最後の拠り所としての拘禁（刑）

逮捕、勾留（拘束）、拘禁刑は最後の拠り所として、しかも最短の適切な期間でのみ用いられる。その結果、少年の成長発達権は十分に尊重され、かつ保証（確証）される。少年裁判所は、少年が現行法で死刑または終身拘禁刑で処罰可能な犯行を犯したこと、および少年が荒れ狂い、または墮落した不良の性格もしくは絶対的に抑制ができない性格であることを充たす場合にだけ、少年は拘禁刑（imprisonment）判決を言い渡し得るものとする。かかる拘禁刑判決は7年を超えないものとする。ただし、死刑、終身拘禁刑または鞭打ち刑はいかなる少年にも科してはならない。

④命令の修正

少年裁判所裁判官は、依存性薬物（Narcotic Drugs）への関与が事件には全くなく、保護観察官の観察下で、または訓練学校で、一年満了後性格に改善がある場合には、両親または保護者のある少年につき当該両親または保護者に少年を委託するために、命令を修正することができる。

⑤上訴と再審

少年は刑事手続法の諸規程に沿って、少年裁判所によって下された命令および決定に対して、上訴する権利および再審を求める権利を有する。

⑥法律扶助の提供

少年裁判所は、少年または少年の両親もしくは保護者（ガーディアン）が弁護士（法律家）に依頼することができないか、それをしたくない場合には、少年を保護するために最適な者が弁護することを認める。法務長官府（Attorney General Office）およびあらゆる段階の法律事務

所 (Law Office) は政府の経費で弁護士 (法律家) を雇うものとする。

今日ミャンマーは国連子どもの権利条約に沿った少年司法を確立することに邁進している。近時、ある調査プロジェクトは、ミャンマーにおける伝統的な (裁判外) 紛争解決 (dispute resolution) 制度、すなわち司法手続きに依拠することなく触法少年を処遇するダイバージョンを創設しうる制度があることを示した。

ミャンマーの少年司法制度においては、挙証責任は訴追側にあり、裁判所は少年が合理的な疑いを超える程度証明された証拠なしには「有罪である (Guilty 犯罪事実の認定可)」とは推定されない。さらに、少年は何らかの痛ましい司法手続下での取調べを受ける機会に曝されている。少年は適切な法律的支援を受ける権利を有する。また、少年は手続の各段階を通して自己の意見を表明することができる。全ての少年裁判所は、遅滞なく事件の経費を払い、また明確に最後の拠り所の措置としてのみ、拘禁 (刑) 命令 (自由剥奪) を言い渡してきた。ミャンマーの司法制度の下では、全ての触法少年は平等に治療 (処遇) され、裁判所によって発せられた全決定の判断は少年の専ら最善の利益のためになされるのである。

⑦ 犯罪をなした青年 (Youth)

本稿冒頭で言及してきたように、「青年 (youth)」とは、犯行時16歳に達しているが18歳には達していない者である。同人が犯罪 (crime) を行なった場合には、同犯行につき (裁判) 管轄権をもつ裁判所に、訴追 (起訴) のために送致されることになる。ここで留意すべき重要なことは、付託される裁判所は、少年裁判所ではなく当該の成人裁判所 (に付託されること) である。率直に言えば、青少年裁判所それらの事件に管轄権をもたないのである。そこで、成人同様に、少年法で言及された、犯行を犯した「青年」は、一般に「成人」裁判所に送致されることになる。

「青年」に関する事件を、起訴のために裁判所に送致するには、同者

の年齢に関する証拠を付することがされるものとする。訴追された犯行の審理開始にあたって、裁判所は、被疑者が出生証明書、市民検査証明カード、外国人登録証。学校入学登録抄本原本、医師の医学上の証明書、その他かかる判断のために必要な手続および記録に含まれる妥当性のある補強証に基づいて、青年であるか否かを決定しなければならない。裁判所がこれらの精査によって被疑者は青年であると認めた場合、判決言渡し日に18歳の年齢に達することがあったとしても、裁判所は、あたかも同人が少年法2条bに基づき青年とみなすものとする。青年とみなされた者を含むとは、成人とは異なる処遇を行なおうとするのである。

有罪である青年に命令を下すにあたって、裁判所は①青年者の年齢および性格、②若年者の成育環境の状況、③同人の精神的・身体状況、④犯行原因を考慮しなければならない。

これら諸事実を考慮にした後にのみ、裁判所は命令を下し得る。現行法に内在している何らかの事項があったとしても、裁判所は死刑判決、どんな若年者にも終身拘禁刑を言い渡すことができないので、青年には拘禁刑が言い渡されなければならず、しかもその拘禁刑の最長期間は10年を超えてはならない⁽¹²⁾。

少年法上、青年ケースの刑事手続からの分離（デビエーション）に関する特別規定は存しない。しかし、裁判所は者を刑事訴訟法562条1項による善行（善時）につき保護観察に付し釈放しうる。

⑧ミャンマーにおける少年司法の状況

ミャンマーにおいては、2か所の特別少年裁判所および300か所の郡裁判所（Township Court）が少年事件の裁判をする。統計資料としては古くなるが、2003年には総数、1386人の少年が非行者として同裁判所に出廷した。少年非行者のこの数値は2002年の1444人に比べ相対的に減少している。この1386人の非行少年のうち、わずか144人の非行少年のだけが12歳未満であり、残り1242人の非行少年は12歳以上16歳未満の年

齢でであった。

1386人の非行少年中、わずか5人の少年が拘禁刑判決を言い渡され、約43人が罰金刑であった。残りのうち1079人の少年では、子どもの利益のための分離（デビエーション）命令として、譴責（アドモニション）、両親または保護委託者の監護委託、保護観察官の観察（スーパービジョン）付託、訓練学校への収容であった。159人は2003年間釈放・放免となった。

2003年には、1139件の少年事件が当該裁判所に送致された。少年が行なった犯行は謀殺が14件、強姦が62件、窃盗が300件、傷害が289件、賭博が32件、薬物（narcotic offences）が14件、売春が15件、その他が413件であった。

既述の少年犯罪・非行の状況は、少年司法制度は少年裁判所に出廷する少年を犯罪者（criminals）としてではなく、すなわち処罰ではなくて、援助、補助、激励を要する、誤った指導を受けたり、考え違いをした人生経験の浅い人（ヤングスター）として認識せねばならない。処罰および応報という古いテーマは少年裁判所には見出す余地は全くない。少年非行は社会的難問題であるので、裁判所に出廷する各少年は、社会性のあるケースとして研究されなければならない。それゆえに、改善、社会復帰、再教育は少年司法制度にあっては鍵となる重要事項なのである。

ミャンマー連邦共和国最高裁は、少年の権利および保護の観点から、少年事件の裁定のために、各州および部、地方、区の裁判所および特別少年裁判所に指導（ガイダンス）と監督を行ってきている。

⑨小括（結論）

少年犯罪者の量刑にあたって、犯罪からの社会の保護のみならず、少年の教育および改善も考慮されるべきである。少年（というものは成長し発達する個人であるので、少年犯罪者の処分（措置）や処遇（治療）は保護的かつ社会復帰の措置によって処遇されるべきであるとの理念に

基づかねばならない。

(12) 刑法典は刑罰として、死刑、終身拘禁刑、(有期)拘禁刑(厳格拘禁、単純拘禁)、罰金刑に区分する(53条)。終身追放刑は20年の追放刑と同一とされる(57条)。刑法典につき、第1章第2節、注(1)。

3 非行少年の施設内処遇

(1) 特別少年施設における少年：触法少年の釈放と再統合(社会復帰)

社会福祉局は、予防的措置および保護的見地から、青少年者福祉サービス(Children and Youth Welfare Services)を含む、8種類の社会福祉サービスを実施している。

保護的見地に関して、以下の8か所の青年訓練学校が設置されている。

- (a) カバイエ少年訓練学校(ヤンゴン)
- (b) キャイクワイン少年訓練学校(ヤンゴン)
- (c) 少女訓練学校(ヤンゴン)
- (d) フグネットアウサン少年訓練学校(カウム)
- (e) マンダレー少年訓練学校(マンダレー)
- (f) 少女訓練学校(マンダレー)
- (g) マウラマヤイン少年訓練学校(マウラマヤイン)
- (h) ラシオ少年訓練学校(ラシオ)

加えて、女子職業訓練学校(VTW)が触法少女用に設置されている。

①訓練学校における少年の観護

これら訓練学校は、孤児、ストリートチルドレン(徘徊少年)、傷つきやすい少年、さらには触法少年を含む、保護を必要とする少年を養育する。社会福祉省(DSW)は、少年裁判所に送致された以下の少年用の特別少年施設を指定する。

- (a) フグネットアウサン男子訓練学校(ヤンゴン)
- (b) マンダレー少年訓練学校(マンダレー)
- (c) 女子職業訓練学校(ヤンゴン)

(d) 女子職業訓練学校（ミヤイク）

(e) 女子職業訓練学校（キニートン）

これらの若年者（青年）訓練学校は、社会に再統合・復帰する準備のために、少年に普通教育／非公的教育、健康ケア（保健）・福祉、職業訓練を提供するものである。

②収容、退院および再統合（社会復帰）

＜少年訓練学校＞ 当該少年裁判所は、触法少年を指定した社会福祉省の訓練学校に送致する。少年裁判所による少年の送致後、訓練学校は接触のできる住所を含めて、少年につき登録、面接する。その際、訓練学校は、地域および州の福祉事務所を通じて同住所を確認する。

少年法48条（B）項および規則82条に従って、少年裁判所は、当該訓練学校長の申請に基づき、少年が最低1年間に一度、命令を遵守したことを確認したうえで、誓約付きか付けずに、当該の両親か保護者の監護下におく修正命令を発しうる。

少年裁判所の同修正命令によって両親か保護者のもとに送致されようとする少年に関して、訓練学校はあらかじめ両親か保護者に対し当該区の治安・開発委員会（カウンシル）を通じて、彼らが少年を引き取りに来るか否かにつき通知する。両親か保護者によっては通信や財政のせいで迎えに来ることができない。それゆえ、大抵、訓練学校の職員は、旅費を与え、少年を鉄道駅およびバス・ターミナルまで送る計画を立てる。

現実には、訓練学校は、すでに社会復帰した少年の追跡行動調査を行わなければならない。たとえ社会復帰していても、それ以上に完全実施の義務はない。

＜仮退院＞ 仮退院は、行政行為であり、通常、施設管理局の少年審査局（Board）によって行われ、以下の諸規程に基づいている。すなわち、少年は、彼らの修練の刑の満了前に、性格が改善し、良好であると思料される場合、それらの者の家族の下に戻されうる。

以下のデータは、訓練学校から退院し、社会復帰した少年の人数を示している。数値は少年裁判所（パロール仮退院部）により修正されている。

年度	少年数	退院少年	仮退院少年
少年（男）			
2004年	152	106	7
2005年	262	68	16
2006年	208	79	10
2007年	160	28	41
計	882	281	74
少年（女）			
2004年	11	9	0
2005年	26	13	0
2006年	35	23	0
2007年	22	14	0
計	94	59	0

③触法少年への新しい処遇

少年の社会復帰（再統合）のために接触すべきであっても、少年を受け入れることに意欲的ではない両親の実居所（住所アドレス）を入手すべきではない。触法少年の大半は、学齢年齢である。訓練学校が正規の教育を提供するものであるとしても、少年の幾人かは、少年の犯した犯行状況のせいで、犯行の機会をもったわけではない。幾人かの少年は少年としての権利はあっても、倫理的価値を備えてはいない。触法少年および路上少年（ストリートチルドレン）の両親は、自らの結婚生活を破綻させており、両親は別の新たな結婚生活をしていた。同両親は自分の子どもを虐待（ネグレクト）し、親子間のアタッチメント（愛着）は衰えていたのである。両親は自身の倫理的価値や規範を全く承知すること

をしていないので、自分の子どもに倫理規範を説くことができず、子どもが悪習慣を許容しがちなのである。悪環境下での生活のせいで、少年は自分の生活を向上させるために学習し、読書するための知識を全く蓄えていない。

既述のように、少年に刑事処分が言い渡せるものに青年司法裁判所（Juvenile Justice Court）があるが、同裁判所によって一時勾留施設に送致された少年は、身体的な外見によって16歳以上であることが認定される。その場合、同青年司法裁判所によって裁判中一時的に施設送致となった少年は収容が長期となったりもすることも明らかである。

1年間施設に収容した施設収容の触法犯罪少年を社会復帰（再統合）させるために、同施設長は、当該青少年司法裁判所に命令変更の申立てをしなければならない。しかし、施設長は、青少年司法裁判所が証拠をあげるように同裁判所が彼らを召喚する場合に、証拠をあげることは困難に直面している。

同触法犯罪少年は社会福祉省（D S W Department of Social Welfare）下の訓練学校に最も頻繁に送致されている。社会福祉省は国連子どもの権利条約の諸権利に合致することを少年に齎した。社会復帰プログラムは、社会福祉省による主要な活動として遂行されている。加えて、社会福祉省は青少年非行者に対する社会内の予防措置を強化すること、および保護観察官の能力を向上させることを計画している。青少年司法制度の効率性を最大化することも、関連する諸省、組織間の協同、協力の点で必要とされる。

（2）刑事施設内処遇

刑事施設局は内務省（Ministry of Home Affairs）下の4部局の1つである。刑事施設局の諸目的は以下の通り。

- （a）現行法を侵害した者および国家の平和・福利を掘り崩した者を安全に拘禁（抑留）すること。

- (b) 受刑者の無駄にしてきた労働能力に基づいて農業、生活物資の育成、岩石出荷等の生産へ参加させること。
- (c) 国境地域のみならず州・区において実施される国家プロジェクト、建設、改修、作業といった地域の発展プログラムに諸省庁と一緒に取り組むこと。
- (d) 国民の利益のために作業すること。

刑事施設局は 受刑者の精神的および倫理的な（生育）状態における種々の理由から刑事施設に来てしまった受刑者を矯正し、かつ訓練することによって受刑者の生活を助長するセンターとして活動している。すなわち、受刑者に種々の手工芸、農業、家畜の飼育をさせることによって、さらには国家プロジェクトに受刑者の支援と努力を貢献させることによってである。

①刑事施設の少年（青年）

刑事施設（jail）内の少年（青年）は以下の目的で拘禁される。

- (a) 教育的矯正と品位あるメンタリティ（精神）
- (b) 自らの身体的精神的成長を促進すること
- (c) 彼らに諸スキルと知識を修得させること
- (d) 彼らに生活のための諸スキルを修得させること
- (e) 善良な市民に成長するように改善すること

②刑事施設の歴史的背景

1912年11月18日付、司法省の告知第173号（Notification No.173）に基づき、少年刑事施設としてメイクトリア（Meiktlia）刑事施設（ジェイル）の配置に加えて、少年刑事施設（Juvenile Jails）に3か月以上（を下回らないで）、かつ2年未満（以上にならない）刑を言い渡された少年を確保する目的で、パウンジ（Paungde）刑事施設が1948年少年刑事施設として計画され設置された。刑事施設マニュアルの第614（3）は結果的に14歳以上19歳未満の少年（受刑者）をこれらの刑事施設にミャンマー中の刑務所から移送する規定を作成した。

第二次世界大戦後、1948年にパウンジ (Paungde) 少年刑事施設 (ジュビナイル ジェイル) が、続いて1951年、サルヤルワディ (Tharyarwady) 刑事施設の南棟がボースタル学校に移行した。それから、1957年9月18日、同施設は、テチエットモー (Thetyeymyo) の最北部の旧英国要塞、同所は、1931年には第二次大戦前ボースタル学校に移行していたが、ここに移行した。テチエットモーに移動してしばらく後、2か所の別個の、つまり年長少年 (Senior) 訓練学校および年少者 (Junior) 訓練学校が設立された。これらの訓練学校は、1974年に社会福祉・救援・定住 (Social Welfare, Relief and Resettlement) 省に移管された。

メイクトリア刑事施設に青少年受刑者を収容しておくことは、スペースの抑制および同所が離隔している場合、護送による受刑者の移送のみならず旅行の困難性を生じさせるので、種々の刑務所で刑に服している少年・青年をメイクトリア刑務所のみを集团的に送致する代わりに、刑事施設省は以下の刑事施設 (ジェイル) に受刑者を分散するために、最高裁判所との間で、2007年7月7日付けの06年10月8日1500号 (No.1500/8/Oct 06) の書面を交わし、調整をした。

- (a) インセイン刑事施設 (Insein Jail) : ヤンゴン、モン、アエヤラワディ (Ayeyarwady)、バゴ (Bago)、カイン (Kayin)、タニンサリー (Taninthary)、ラキン (Rakine) の州・郡・区 (state/division/township) の裁判所によって科された種々の刑に服することになった少年および青年が送致される。
- (b) マンダレー (Mandalay) 中央刑事施設 : マンダレー、カチン (Kachin)、チン (Chin)、サガイン (Sagaing)、シャン (北部 Shan) の州・郡・区 (state/division/township) の裁判所によって科された種々の刑に服することになった少年および青年が送致される。
- (c) メイクトリア中央刑事施設 : マンダレー、シャン、シャン (東

部)、カヤ (Kayah)、マグウェイ (Magway) の州・郡・区 (state/division/township) の裁判所によって科された種々の刑に服すことになった少年および青年が送致される。

インsein中央刑事施設およびマングレー中央刑事施設においては、少年 (Juvenile青年) 受刑者は分離区画 (separate ward 棟) に集合させられ正規の教育が賦与され、諸試験が実施され、生活のためのスキルの訓練がされ、また体育 (physical exercise 身体教練) が施される。50歳を超えた成人受刑者は、管理人 (custodian)、夜警、看守として任命される。

<少年 (青年) 受刑者の状況>

ミャンマー中の種々の刑事施設から送致 (移送) された少年 (青年) 受刑者は、満18歳に達するまで拘禁される。区画 (収容棟) には青少年受刑者と成人受刑者とを分離して収容することに加えて、少年受刑者は、以下の刑事施設法 (諸規則) に則って拘禁 (収容) される。

- (a) 18歳まで、彼らは少年受刑者として分類される (第613節)
- (b) その者に科せられた刑期が2年以上でなく、しかし3か月未満でない場合、同人は短期 (犯罪者) と見做され、それゆえメイクトリア刑事施設に移送されることになる (第615章の3)
- (c) 少年犯罪者は、重労働を免除されるものとする (第622節)。

受刑者が若く見えるとき、刑務官は、同人の出生日、国民登録カード (票)、入学履歴、医学的記録、その他必要な証拠を検証するものとする。同人が検証の結果18歳未満であることが判明すれば、同人は青少年受刑者として分類され、刑事施設法 (と刑事施設マニュアル) および少年法に沿って上記のように扱われる。通常の事件で有罪判決を受けた、または軍事法で有罪となり、少年・青年受刑者に共感性をもった50歳以上の受刑者は、区画 (棟) の管理人および看守に任命される。とくに、メイクトリア刑事施設に

おいては、少年・青年受刑者は刑事施設マニュアル第2部、附則27第17節に従って以下の通り取り扱われる。

- | | |
|------------------------|------|
| (a) 身体教練（フィジカル エクササイズ） | 1 時間 |
| (b) 教育・学習科目 | 2 時間 |
| (c) 技術・熟練仕事の教育 | 5 時間 |

さらに少年法52節は、刑事施設担当係の職員が、以下の通り、有罪判決を受けた少年受刑者を処遇することを規定している。

- (a) 少年受刑者は、18歳に達するまで成人刑事施設から分離されること。
- (b) (同人は) 成人受刑者が(同人を) 虐待できないようにするため、別個の刑事施設または室(部屋)に収容されること。
- (c) (同人は) 現行法、規則、規程に沿って配偶者同様、両親、親族の訪問を受ける権利を有すること。
- (d) 重懲役に従事させてはならないこと。
- (e) 定期的な医学的検査(診断)がなされること。
- (f) (同人の) 行動改善目的で、(同人に) 技能・知識、生活技術を教授すること。
- (g) (同人が) 法に沿って叙述の諸規則に基づき一時帰休(レミッション)を享受することが許可されること。

健康ケアに関し、午前8時、午後3時半は臨床(クリニック)時間として、また必要と認められるときはいつの時点でも医療を受ける権利として許可される。外部の病院に付託されるべき者は、メイクトリアの地域人民病院に送致される。さらに、刑務所マニュアル662節は「少年は重労働(懲役)を免除される。少年が刑事施設から釈放される時、生活の技能を修得しておくためには、彼らは職業(熟練仕事)を修得し、それを運用することが可能となるもの」と規定する。生活を成り立たせることの助けとなりう

る、以下のいかなる熟練仕事の一つでも、すなわち、大工職、藤・竹細工、刺繍品、メカ作業品、地域の手工芸職人となるように彼らは教育されていく。

青年受刑者の野蛮的性向を除去すること、および彼らの精神面を健全育成することの意図で、宗教書の読書、宗教的な説話テープの聴取、いかなる教義であれ、その説教の傾聴が許される。両親および保護者との接触を失った青年受刑者が手紙を書き知らせをすることを許可することに加えて、彼らが地方のNGO（非政府組織）の訪問期間中、彼らの家族と接触ができるよう援助することは受刑者に彼らの家族との接触をもつことを確実にする。

食事に関しては、米（主食）と食物（副食）の事前配給の割当は増加される。週に一回以上肉の配給の増加が行なわれ、しかも、（配給は）刑事施設内の農場の野菜、卵、肉が食事として提供される。食事では、米（主食）は不正な処遇を防止することができるほどに供給される。各看守勤務中の職員、刑事施設長は、それら食事を監察させられる。当該職員および当該職員補助者は頻繁に食事を監察する。

刑事施設マニュアル623節に基づく正規（義務）教育に関して、教育経験を有する有罪者（受刑者）は、全教育時間が初級段階で年に840コマの回数（ピリオド）に達するまで教育する、また中級および上級段階では945コマの回数が実施される。2006年-2007年次の教育学期から開講され、最終試験は教育省（Ministry of Education）との共同で実施された。2006年-2007年の学期では、幼稚園では56人の学生、第一水準（段階 standard）では24人、第二水準では14人、第三水準では13人、第4水準では7人が、外部（聴講、External）学生として政府の小学校に入学し、刑事施設内で試験が行われた。114人が試験に合格し、（翌）2007年-2008年度学期では、第一水準の60人、第二水準28人、第三水準18人、第4水準17人、第五水準7人、9・10水準が各1人を含め、総計132人に正規教育が与えられている。

子ども（少年）を抱えた母親は以下の通り、少年法53章の諸規程に則って世話をする。すなわち、

（a）母子家庭少年は外部世界に少年を世話する者が誰もいない、あ

るいは母親が自身の子と同居を望んでいる場合には、少年は、4歳に達するまでの間、同人の母親と同居滞在することが認められるものとする（刑事施設マニュアル 602節）。

- (b) 6歳に達するまで、母親が自身の子と同居を望んでいる場合、同人の母親と同居滞在することが認められるものとする（同603節）。
- (c) 刑事施設収容の母子家庭少年には、食事、衣類、睡眠場所、健康ケアが提供される（同602節）。
- (d) 少年が6歳に達するか、または少年の受刑母が死亡したときは、社会福祉省大臣（Director General）は少年を世話し、保護するために接触をもつコーディネート（諸手配）がとられるようにするものとする。

インseinおよびマンダレー中央刑事施設に送致（収容）されている妊娠中の母親から出生した子どもは、母子福祉協会（Maternal and Child Welfare Association）から定期的におむつ着、食物、日用品（身の回り品）の提供を受ける。また6歳まで母親と同居する子どもは、刑事施設局によって設置された就学前幼稚園での教育が与えられる。

刑事施設から釈放された青年受刑者の将来的な犯罪の再犯を防止するために、また刑事施設で学習した技能を用いて生活を営むことができるように援助するために、諸措置が執られる。少年受刑者が自身でしっかりと生活できるように援助することによって、刑事施設から釈放された少青年受刑者は（地域）社会に復帰できるようにするものである。

おわりに

ミャンマー少年司法は、近代法系的には、大英帝国のイギリス（イングランド）のコモンローおよび少年法を歴史的には承継したインド法系の継受を余儀なくされ、その後の1948年1月の主権回復による国家独立後の法改正を

経て今日に至ったものである。このことから、イングランド少年法と類似の側面も多々見られた⁽¹³⁾。

今日、批准をした子どもの権利条約によって、少年の権利性、少年の最善の利益等が考慮されてきていることも、少年処遇における子どもの権利条約等の国際準則の採用の方向が示されているといえることができる。

例として、刑事責任年齢が⁽¹⁴⁾、母法に影響を受けた少年法制の状態にあったが、今日では16歳以上での刑罰、わが国でいう刑事処分の可能性を示している。

さらに、ミャンマーにおける非行少年の処遇として非刑罰的処遇があるが、7歳から16歳未満の少年（Child）、16歳から18歳未満の青年（Youth）の未成年者（18歳未満）を年齢によって2区分し、処遇に変化が齎されていること、後者の青年にあっても刑事施設一本の刑罰的処遇を例外にして、青年にふさわしい社会訓練的というべき特別訓練的な処遇の特別少年施設収容の処遇のあることも明らかとなった。

そして、このことはミャンマーにあっても、すなわち、国連子どもの権利条約の批准に伴い、ミャンマー国内で少年の権利性を重視し、しかも刑事罰を回避し、福祉優先的な処遇を行なおうとする思考が進んでいることを見ることができた。このことは、非行（触法行為等）が少年の置かれた貧困等、経済的な状態に起因する非行への現実的な処遇措置という面も否定できない。

少年司法の手續に付される対象者に、非行原因として困窮、貧困がある現状から、少年司法が、司法福祉の機能を濃厚に有していることも、司法からの処遇の分離（分岐。ディビエーション。ダイバージョンと同旨）による福祉的処遇を促進させ、処遇における福祉的処遇の比重の高さを導いているといえることができる。

これに関連して、わが国にあって、選挙権年齢の18歳引き下げに伴う少年法の今日的な議論として、後述する次章補論の「日本の少年法適用年齢引き下げの議論の状況」において、少年法適用年齢に関する問題点を示しておいた。

これらのミャンマーにおける（犯罪・非行）少年処遇は、関係する国際準則の尊重、非行の社会的背景・実態、少年非行の社会的矛盾の現実化の性格を踏まえた弾力的な処遇の在り方として、参考にすべき諸点を示している。

なお、女性裁判官の意識的な任用については、裁判官に占める女性比の少なさの現状から少年の男女ケースに、また母性の重要性を意識したアフターマティップなアクションとして評価できるかと思われる。

ただ、施設の人的管理において、被収容者がその一翼を担わされて用いられていることには、その処遇における国家と被収容者の法的関地位という関係から疑義がもたれるものであることも見ておくべきであろう。

ミャンマーは、国政の転換点に差し掛かっている。2015年11月の総選挙で最大野党の（アウンサン）スーチー氏率いる「国民民主連盟（NLD）」が両院の過半数議席を獲得し、民政への意向が決定的となる政治局面を迎えている⁽¹⁵⁾。この到来する政権交代が、刑事司法および少年司法にどのような影響および変化・法改正を齎すのか、今後に注目したい。

(13) (14) イギリスの1908年の少年法（児童法 Children Act 1908）による少年裁判所設置を母法としているといえよう。1933年の児童・青少年法（Children and Young Persons Act 1933）による法改正まで、刑事責任年齢の下限は7歳であり、新法によって少年は17歳未満（上限）を指すことになった。また、少年は2区分され児童（8歳～14歳未満）および青少年（14歳～17歳未満）であり、ミャンマー少年法制との類似性を示している。三宅孝之「イングランドの少年司法の動向」産大法学34巻3号（2000年）339頁。

(15) 2015年11月実施の上下両院（664議席）の総選挙において、国民民主連盟は過半数の364議席を獲得し、2016年の開会の国会における大統領選挙で独自候補者が当選するのは確実視され、また現テインセイン政権は、平和裏に民主政権に移行することを受け入れるものと予測されている。2015年11月14日、毎日新聞、12A版。

（補）日本の少年法適用年齢引き下げの議論の状況

1 はじめに

（1）2015年6月17日、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立した。同法律附則第11条が、「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年未満以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定めたことから、自由民主党は、「成年年齢に関する特命委員会」を立ち上げ、少年法の適用年齢を、現行の20歳未満から18歳未満に引き下げる方向で議論を進めている⁽¹⁾。

（2）日本の少年法は、これまで何度か改正を重ねてきた、その多くは、社会的に注目される事件の発生を機に、少年事件の増加や凶悪化、低年齢化を問題視する声が上がリ、この声に応える形で行われてきた。

たとえば、2000年に行われた改正では、一定の重大事件において、非行事実を認定するために、家庭裁判所の決定をもって検察官を審判に関与させる検察官関与制度が創設され、また検察官送致決定（いわゆる逆送）の対象年齢が14歳へと引き下げられたうえ、16歳以上の少年が重大事件を起こした際には「原則逆送」とする制度が導入された。

2007年の改正では、14歳未満で法に触れる行為をした「触法少年」に対する警察調査が導入され、少年院送致年齢が引き下げられた。

2008年には、被害者等による審判傍聴制度が創設され、2014年には、検察官関与対象事件が拡大するとともに、刑の上限が引き上げられた。

犯罪白書や司法統計、検察統計などのデータによると、実際には少年非行は増加しておらず、むしろ減少傾向にある。また凶悪化や低年齢化についても、客観的な裏付けはない。にもかかわらず、社会的に注目される事件が起これると、少年法の本来の目的や意義、少年法の理念である「保護」

に対する無理解や誤解のために、厳罰化による抑止力ばかりが強調され、若年者に厳罰を科すことを可能とするための変更が加えられてきた。

この度の少年法適用年齢引き下げについても、本年2月に起きた川崎の中学生殺害事件を背景とした、同様の流れを汲むようにみえる。

2 旧少年法における適用年齢

1922（大正11）年に制定された旧少年法は、少年の年齢を18歳未満としていたが、新憲法の下で1948（昭和23）年に制定された現行少年法は、これを20歳未満とした。

これは、戦時中・戦後の混乱期のなか、若年犯罪者の増加と悪質化が顕著になっている状況への対応策としては、刑罰を科すよりも、保護処分が付するほうが適切であると考えられた結果であり、それは当時の裁判所や検事局、少年審判所、矯正院といった司法の現場でも、旧少年法の少年年齢を改正する法案が審議された国会でも、共通認識であった⁽²⁾。

3 若年者の社会的自立の実態

近年、18歳は経済的自立が可能な年齢であり、そのような若者が罪を犯せば、少年法ではなく、責任をとらせるために刑罰を科すべきだとの議論が出ている。たとえば、結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者である等、18歳の若者も、社会生活の重要な場面では、成人としての扱いを受けているというのが、その論拠とされている。

しかし、実際には、今や、少子化、高学歴化のために、18歳で自立して働き、生活している若者は少数である。むしろ、18歳の若者の多くは、就職しても収入が少なく、あるいは大学や専門学校へ進学するなどして、親の扶養を受けており、真の意味で自立した社会人とはなっていない。

法制審議会民法成年年齢部会における発達心理学者、社会学者、精神科医等からのヒヤリングの結果によると、現在の若年者は、身体的には早熟傾向にあるが、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあること、人間関係をうまく

築くことができない若年者が増加していることなどが指摘されている⁽³⁾。

また、内閣府の青少年育成推進本部は、「青少年」を、「0歳からおおむね30歳未満までの年齢層にある者」と定義し、さらに内閣府の子ども・若者育成支援推進本部は、支援の対象となる「若者」を、「施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象」としている。

このように、現在の若者の自立が困難になっている実態は明らかであり、18歳は経済的自立が可能な年齢であるから、犯罪行為に対しても成人同様の扱いをすべきとの論調は、実態を無視していると言わざるを得ない。

4 少年審判・保護処分の内容および再発防止効果と刑事裁判・刑罰の違い

(1) 家庭裁判所における少年審判

現行少年法は、全件送致主義をとっており、検察庁は、起訴猶予の裁量権を持たず、検察庁が受理した少年事件は、嫌疑不十分または嫌疑なしの事件を除き、全て家庭裁判所に送致されている。

家庭裁判所では、少年審判のために身体拘束が必要であると判断した少年については、少年鑑別所に送致する。

少年鑑別所では、単に身体を拘束するだけの拘置所と異なり、専門知識を有する鑑別技官による少年の心身の状況の鑑別や、少年の行動観察を行い、少年の知能や性格、家庭環境、成育歴、就学・就労状況などを把握し、これらをまとめた鑑別結果通知書は審判の資料となり、また少年院や保護観察所の処遇の資料にもなる。

家庭裁判所の調査官によっても、少年の要保護性に関する社会調査が行われる。家庭裁判所調査官は、人間関係諸科学を習得した専門職であり、少年や保護者との面接、学校や職場、被害者への照会等によって、少年の成育歴や心身の状況、家族・交友関係や生活状況、被害の状況等を調査し、その調査結果は、処遇に関する意見とともに少年調査票として裁判所に報告され、審判における最も重要な資料となる。

(2) 保護処分

少年審判では、上記のような少年鑑別所や家庭裁判所調査官の事前の調査結果等を踏まえ、裁判所が当該少年に最もふさわしい処分を決することとなる。

ここで言い渡される処分とは、刑罰ではなく、保護処分である。

刑罰が、犯罪行為に対して責任非難としての罰を科すものであるのに対し、保護処分とは、非行を犯した少年の未成熟性に着目し、教育的な働きかけによって少年に自らの行為の意味を理解させ、社会的不適応の原因を除くことが主眼となる。

例えば、刑務所ではほとんどの時間が刑務作業に充てられるのに対し、少年院では生活の全てが矯正教育であり、教官が24時間体制で少年を監督・指導し、内面の自己変革を要求する。

少年にとって、自己の内面と向き合い、その変革を試みることは、内面の自己変革は途方もない課題で、ときに大変な苦痛や葛藤を伴う。少年院の方が、刑務所よりも厳しい環境であるとも言われる所以である。

5 年長少年（18歳、19歳）事件の概況

(1) 2014年に検察庁が新しく通常受理した少年被疑者数は10万2175人（前年比14.3%減）であり、そのうち年長少年（18歳、19歳）は4万4575人で、3.6%を占めている⁽⁴⁾。

仮に、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、これまで家庭裁判所が取り扱っていた若者の43%が少年法の適用から外され、前述のような家庭裁判所調査官や、少年鑑別所による社会調査や資質鑑別が行われなくなり、事件の原因・背景を行動科学によって分析した個別処遇を行うことができなくなる。代わって、検察官の裁量によって、起訴猶予か略式命令請求による罰金か、あるいは公判請求による刑事罰かの処分が決められることになるが、そこでの判断基準は、行為態様や犯行結果の大きさ、被害者との示談の成否等が主要な要素となり、被疑者の成育歴や成育環境、資質といった立ち直りに向けて配慮すべき重要な事実は、情状として

後景に退くこととなる。

そして、検察の起訴率が32.8%⁽⁵⁾にとどまっている現在の運用では、年長少年の多くもなんら処分を受けないか、あるいは罰金を支払うだけの略式命令か、公判請求されても初犯あれば執行猶予とされることが多く、犯罪の背景や要因となった若者の資質や環境上の問題点に関する調査・分析と、立ち直りのための手当てがなされないまま、手続きが終わることになる。それでは本人の更生と立ち直りにはつながらず、再犯防止の観点からは大いに問題が残る。

(2) このことは、翻ってみると、保護処分を相当とする事情のある年長少年が、その機会を奪われることになるということが出来る。

少年鑑別所には、2014年には9775人の少年が入所しており、そのうち年長少年は3436人で、全体の35%を占めている⁽⁶⁾。仮に少年法の「成人」年齢が18歳になるとすれば、現在少年鑑別所に入所している35%の若者が、少年鑑別所の科学的な資質鑑別を受けられなくなり、事件の原因・背景などの詳細な分析を前提とした個別処遇が行われなくなることを意味する。

(3) 2014年に家庭裁判所が一般保護事件（道路交通保護事件を含まない）で終局決定を行った少年は3万7690人で、そのうち年長少年は1万2951人と29.9%を占めている⁽⁷⁾。

ア このうち、少年院送致された年長少年は、968人であるが⁽⁸⁾、前述のとおり、少年院は、定期間身体を拘束し、少年を更生させるための働きかけを24時間体制で行う施設であり、一人一人の課題に応じ、少年の全面的な成長発達を促すとともに少年の問題点の克服を図るための指導・教育を行っている。しかし、刑務所には、少年院のような教育と援助の視点はない。

イ 保護観察処分とされた年長少年は、2291人である⁽⁹⁾。この中には、成人であれば起訴猶予となるか、起訴されても執行猶予となる者も含まれていると考えられる。

保護観察においては、保護観察官や保護司が少年と定期的に面会し、

様々な相談に乗り、少年が非行から立ち直るための生活環境の調整等を行うが、起訴猶予になると、このような保護司等による更生のための支援を受けることができなくなる。

執行猶予は、ただ「次に事件を起こせば実刑になる」という威嚇をするだけで、再犯を防ぐ手当はなんら示されない。心理的な威嚇だけでは再犯防止効果を期待できないことは、すでに種々の調査結果から裏付けられている。

ウ 不処分となった年長少年は1248人、審判不開始となった年長少年は2517人であるが⁽¹⁰⁾、これらの年長少年の多くは、家庭裁判所による更生のための一定の働きかけ（保護的・教育的措置）を受けている。具体的には、少年や保護者に対する助言や指導、学校や児童福祉機関、医療機関、就労先等に対し、少年の補導についての協力が求められ、ときには、少年に対して心理療法的な働きかけが行われることもある。

仮に、少年法の適用年齢が引き下げられれば、これまで審判不開始や不処分となっていた年長少年の多くは、警察止まりか起訴猶予処分となることが予想されるが、それでは、問題を抱えた多くの若者が、現在行われている家庭裁判所の保護的・教育的措置を受ける機会を失い、社会に放置されることになる。

6 少年法適用年齢引き下げの議論の問題点

以上のように、少年法の「成人」年齢を18歳に引き下げることになると、これまで非行少年として少年司法制度の指導・援助を受けていた若者の約40%を、「自己責任」の名のもとに刑事司法手続の中に放り出すことになる。

しかし、これは、今日の若者像を無視し、またこれまでの実証的研究の結果を無視するもので、少年の立ち直り・成長支援と、再犯防止を妨げることとなりかねない。

法律における年齢区分は、各法律の立法目的や保護法益によって定められているものであって、たとえば民法内においても、身分行為に関しては、他

の法律行為とは異なる年齢区分が採用されているように、むしろ制度趣旨を
実行あらしめるためには、多様な年齢区分があってしかるべきである。した
がって、行為能力が問題とされている場合には民法の成年年齢と連動させる
ことは問題ないし、整合性という論拠にも説得力があるが、それ以外の場合
には、立法目的や保護法益に相応しい格別の年齢区分が設けられるべきであ
る。

少年法は、明らかに、少年の法律行為能力を問題とする法ではないから、
民法の成年年齢と少年法の適用年齢を連動させる必要はない。少年法の立法
目的や保護法益を顧みることなく、また現在の18歳、19歳の若者の実態を直
視することもなく、ただ単に、選挙権年齢の引き下げや、民法の成年年齢引
き下げとの整合性を強調して、少年法の適用年齢を引き下げようというので
あれば、それはもはや暴論というほかなく、非常に安易で危険な法改正と言
わざるを得ない⁽¹⁾。

(1) 自由民主党「成年年齢に関する特命委員会」<https://www.jimin.jp/news/activities/127562.html>

(2) 国立国会図書館調査および立法考査局・主要国の各種法定年齢 選挙権年
齢－成人年齢引き下げの経緯を中心に－（2008年）8－9頁参照。

(3) 法制審議会民法成年年齢部会、2008年9月30日付第8回会議配布資料32。

(4) 最高検察庁、平成26年度検察統計14-00-25。

(5) 同、平成26年度検察統計14-00-05。

(6) 法務省矯正局、平成26年度少年矯正統計14-00-05。

(7) 最高裁判所事務総局編、平成26年度司法統計年報、4少年編、第16表。な
お、2012年の家裁の保護事件での終局決定の少年は4万6527人でそのうち年長
少年は9145人と19.7%を占めていた。最高裁事務総局（監修）「家庭裁判所の概
況－少年事件－」家庭裁判所月報、65巻8号（2014年）167頁。

(8) 最高裁判所事務総局編、平成26年度司法統計年報、第19表。なお、2012年
の少年院送致の年長少年は1345人であった。法務総合研究所・平成25年版犯罪
白書（2013年）、105頁。

(9) 最高裁判所事務総局編、同平成26年度司法統計、第19表。なお、2012年
では、保護観察処分の子少年は5014人であった。法務総合研究所・平成25年版
犯罪白書（2013年）、114頁。

- (10) 最高裁判所事務総局編、平成26年度司法統計、第16表。
- (11) 少年法の適用年齢に関する「国法上の統一性」という形式的理由による年齢引き下げに疑問とする立場からの同旨の議論につき、武内謙治「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」自由と正義、66巻10号（2015年）11頁以下。